

第3章 道徳

小学校学習指導要領 第1章 総則 第1-2(抄)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

↓
2つセットで道徳教育の目標

小学校学習指導要領 第3章 道徳 第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情・判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え方を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

[※下線部は新たに加わったもの]

1 改訂のポイント

「総則」の主な改訂箇所

- 道徳教育は、児童の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて行うが、「道徳の時間がその要である」ことを明記
- すべての教科等において、「道徳の時間などとの関連を考慮しながら、当該教科等の特質に応じて適切な指導をすること」と規定
- 法改正による「道徳教育目標」の追加

「伝統と文化を尊重」
 「我が国と郷土を愛する」
 「公共の精神を尊ぶ」
 「他国を尊重する」
 「環境の保全に貢献する」

- 小学校の道徳教育で重視することの追記

・児童が自己の生き方についての考えを深める。
 ・家庭や地域との連携を図る。
 ・集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験を生かして道徳性の育成を図る。
 ・基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてはならないことをしないようにすることなどに配慮する。

「道徳」の主な改訂箇所

- ◇ “道徳の時間においては、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え方を深め、道徳的実践力を育成する”ことを目標へ明確化した。
- ◇ 「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。」と示した。

第1学年及び第2学年 16項目

○新たに付け加えられた内容項目

4-(2) 「働くことのよさを感じて、みんなのために働く」

●改善が図られた内容項目

2-(2) 「幼い人や高齢者など身近にいる人に」

4-(1) 「約束やきまりを守り、みんなが使うものを」

第3学年及び第4学年 18項目

○新たに付け加えられた内容項目

1-(5) 「自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす」

●改善が図られた内容項目

従前の1-(2)を1-(1)と1-(4)へ分ける

1-(1) 「よく考えて行動し、」

1-(4) 「過ちは素直に改め、」

1-(3), 2-(2), 4-(2), 4-(5), 4-(6)で表現の調整

第5学年及び第6学年 22項目

●改善が図られた内容項目

1-(1) 「生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し」

1-(3) 「自律的で責任のある」

4-(7)で表現の調整

4の視点の入れ替え

<共通> 従前の3-(1)と(2)を入れ替えた。

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画作成の基本方針

○道徳の指導計画については、「道徳教育の全体計画」と「道徳の時間の年間指導計画」を作成する。また、全体計画を各学年や学級で具体的に推進するための指針として「学級における指導計画」を作成することが望まれる。

○そのために、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を發揮して、全教師が協力して道徳教育を展開するために、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心として「道徳教育の全体計画」とそれに基づく「道徳の時間の年間指導計画」を作成する。

より積極的な位置付けを

(2) 道徳教育の全体計画作成上の創意工夫と留意点

■ 全体計画とは

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校の道徳教育の基本方針を具現化するために

○学校として特に工夫し、留意すべきことは何か

○各教育活動がどのような役割を分担するのか

○家庭や地域社会との連携をどう図っていくのか
を総合的に示したものである。

■ 全体計画の内容

[基本的把握事項]

ア 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策

イ 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い

ウ 児童の実態と課題

[具体的計画事項]

ア 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標

イ 道徳の時間の指導の方針

ウ 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期

エ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導の方針、内容及び時期

オ 学級、学校の人間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針

カ 家庭、地域社会、他の学校や関係機関との連携の方法

キ 道徳教育の推進体制

ク その他

○校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

○道徳教育や道徳の時間の特質を理解し、具体的な取組を明確にし、教師の意識の高揚を図る

○各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

○学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

○家庭や地域社会、近隣の幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校、関係諸機関、企業などとの連携に心掛ける

○計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

道徳の時間の授業公開を！

～「いつでもどこでも」を合い言葉とした開かれた学校～

道徳の時間は道徳教育の要であり、その授業を公開することは、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域社会から得るためにも、きわめて大切である。

(3) 道徳の時間の年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

■ 年間指導計画とは

年間指導計画は、道徳の時間の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるよう組織された全学年にわたる年間の指導計画である。

具体的には、道徳の時間に指導しようとする内容について、児童の実態や多様な指導方法等を考慮して、学年段階に応じた主題を構成し、主題を学年別に年間にわたりて適切に位置付け、配列し、展開の大要（大まかな要点）等を示したもの

■ 年間指導計画の内容

○各学年の基本方針

○各学年の年間にわたる指導の概要

ア 指導の時期	イ 主題名	ウ ねらい	エ 資料
---------	-------	-------	------

オ 主題構成の理由	カ 展開の大要及び指導の方法
-----------	----------------

キ 他の教育活動等における道徳教育との関連	ク その他
-----------------------	-------

■ 年間指導計画は主題配列の一覧表のみではなく、展開の大要等を含むなど各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

○年間授業時数を確保できるようにする

○主題設定と配列を工夫する

○計画的、発展的指導ができるように工夫する

○内容の重点的な指導ができるように工夫する

○各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する

○複数時間の関連を図った指導を取り入れる

○特に必要な場合には他学年段階の内容を加える

○計画の弾力的な取扱いについて配慮する

時期、時数の変更、ねらいの変更、資料の変更、学習指導過程、指導方法の変更等（指導者の恣意による変更や、あらかじめ年間指導計画の一部を空白にしておくことは避けなければならない。）

○年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

(4) 学級における指導計画

学校における道徳教育を効果的に行うには、学年の共通の方針を踏まえながら学級における指導計画を作成することが望まれる。学級における指導計画とは、全体計画を児童や学級の実態に応じて具体化するものであり、学級において教師や児童の個性を生かした道徳教育を展開する指針となるものである。

(5) 指導内容の重点化における配慮と工夫

○生きる上で基盤となる道徳的価値の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実する観点から、各学年を通じて、児童の自立心や自律性、生命を尊重する心の育成に配慮することが大切である。

○重点的に指導する内容については、各学校において児童や学校の実態を踏まえ工夫するものであるが、社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次のような配慮を行うことが求められる。

■ 低学年…あいさつなどの基本的生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと

■ 中学年…集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を見付けること

■ 高学年…法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつこと、自己の生き方についての考えを一層深められるような指導の工夫をすること

3 Q & A

Q 1 道徳教育の全体計画はどのようなものにしたらよいですか。

これまでの全体計画に加えて、各教科等における道徳教育にかかる指導内容・時期及び道徳教育にかかる体験活動・実践活動の時期等が一覧できるもの、また、道徳教育の推進体制や家庭・地域との連携のための活動が分かるものを別葉にして加えるなどして、年間を通して見通しのある具体的に活用しやすいものとすることが求められています。

→解説道徳編p. 65~68

Q 2 「道徳教育推進教師」とは何ですか。

道徳教育推進教師は、校長の道徳教育の基本方針の下、道徳の時間の指導、各教科等における道徳教育、家庭や地域との連携等の推進上の課題に合わせた組織や、学年ごとに分かれて推進するための組織がそれぞれ機能する体制をつくり、全教職員で道徳教育の充実を図るための核となる教師のことです。

→解説道徳編p. 64

Q 3 重点的な指導とは、どのようなことですか。

各内容項目は、6年間の発達の段階を考慮し、低中高一貫する重点化の観点や、低中高の発達の段階や特性を考慮した小学校段階で学ぶべき道徳性を重点化したものです。また、各学校においては児童や学校の実態、学校の特色などを考慮し、道徳教育重点目標や各学年の指導目標を設定し、より計画的な重点的指導を推進すること、さらに、自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てるに配慮するとともに、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ることが必要です。特に低学年では、社会生活上のきまり、中学年では集団や社会のきまり、高学年では法やきまりの意義を理解することなどに配慮し、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫することが必要です。

→解説道徳編p. 36~38, 76~78

Q 4 集団宿泊体験活動などの「体験活動を生かす」とはどのようなことですか。

各教科を含め、生活科等での多様な体験を通じた学習や、総合的な学習の時間、特別活動で行われる集団宿泊活動や自然体験活動などの体験活動は、その目標や内容に応じて様々な道徳性がはぐくまれています。その中で道徳教育の指導内容と深く結びつく体験を豊かな体験として、その体験で感じたことや考えたことを道徳の時間で補充、深化、統合することにより、道徳的価値をより深く自覚することができ、児童の道徳的実践力の内面化を図ることができます。ただし、道徳の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではありません。

→解説道徳編p. 92~93

Q 5 道徳の時間の魅力ある教材の開発と活用について、配慮すべきことはどのようなことですか。

先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とした、児童に感動を与える教材が例として掲げられました。また、自作資料については、教材としての要件に沿って、日常の報道や書籍、身近な出来事に関心をもって、柔軟な発想をもって教材を広く求める姿勢をもつことが大切です。

→解説道徳編p. 93~95

Q 6 道徳の時間における言語活動の充実についての内容はどのようにしたらよいですか。

自分の考えを基に、書いたり話し合ったりする等の表現する機会を充実することが必要です。自分とは意見の異なる人の考えに接し、協同的に議論したり、意見をまとめることや、資料の内容や登場人物の気持ちや行為の動機などを考えること、友達の考えを聞くこと、自分の考えを伝えること、話し合うこと、書くことなど、学校内外での様々な体験を通して感じ、考えたことを、道徳の時間に言葉を用いて生かし合ったりします。これらの中で言葉の能力が生かされ、一層高められていくことが求められています。

→解説道徳編p. 95~97

Q 7 「心のノート」はどのように活用したらよいですか。

「心のノート」を活用することにより、児童自らが道徳的価値について気付き、考えたことを書き留め、発展していくことが期待されます。その活用の場面として、①学校や家庭での日常の生活、②各教科の学習、③道徳の時間、④特別活動や総合的な学習の時間、⑤学校・家庭・地域の連携の場面など、様々な道徳教育の場面での活用が可能です。道徳の時間では、導入や終末での活用が効果的です。

→解説道徳編p. 95